

③成人のハラスメントに関する方針（2019年10月改訂）

「青少年保護規定」とは別に「成人ハラスメント ポリシー」を追加。

成人ハラスメント ポリシー（要点）

〔ハラスメントのない環境〕

ロータリーのクラブ／地区／ゾーンの会合（例会含む）、行事または活動に参加する個人は望まれない身体的接触、誘い掛け、発言を含むハラスメントのない環境を期待すべきである。

会員およびロータリー参加者は安全、礼儀、品格およびすべての人への尊敬を促す環境を維持するものとする。

〔犯罪行為の申し立て〕

すべて適切な地元の警察に伝えるべきである。

クラブ理事会、地区、またはゾーン行事のリーダーはハラスメントの申し立てに迅速に対応するものとし、申し立てを行った者に対する報復をしてはならない。

〔回答期限〕

クラブにおけるハラスメントの申し立ては、クラブ理事会によって審査し、妥当な期間（通常は1ヶ月）内に回答する。

クラブはハラスメントの申し立ての審査を地区ガバナーに付託することができる。

〔機能の喪失〕

クラブはハラスメントで有罪を宣告されたり、あるいはハラスメントに関与していたことが発覚したと認めたロータリアンの会員資格を終結する。

会員資格の終結については RI に報告しなければならない。

クラブや地区がハラスメントの調査結果に適切な対処を怠った場合、クラブの終結や適切な処罰が課される。

〔クラブ／地区／ゾーン会合の実施〕

クラブにはいろいろな信仰あるいは価値感を持つ会員がいることを認識し、クラブ、地区、およびゾーンのリーダーは、すべての参加者にハラスメントのない環境を提供するという寛容さと、人道的奉仕プロジェクトに焦点を当てるというロータリーの基本原則を反映する方法で、良識を働かせて例会や行事を行うべきである。